

傍聴申込書

丹波圏域健康福祉推進協議会医療部会等（令和5年3月2日開催）

申込日 令和 年 月 日

（申込先）丹波県民局丹波健康福祉事務所企画課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688

電 話：0795-73-3754

F A X：0795-73-0259

Eメール：Tanbakf@pref.hyogo.lg.jp

下記の必要事項を記入して、上記申込先までF A X又はEメールでお申し込みください。

※申込期限：令和5年2月27日（月）13時00分必着

| | |
|-----|-------------------------|
| 氏 名 | |
| 住 所 | 〒 |
| 連絡先 | 電 話： F A X： Eメール： |

（注意事項）

- 1 傍聴定員は10名とし、希望者が定員を超える場合は、先着順とします。
- 2 申込後、傍聴可能な方には、許可書をF A X又はメールで送付いたしますので、会議当日にご持参ください。（申込後、前日までに許可書が届かない場合はお問い合わせください。）
- 3 当日、許可書を持参されない場合は、傍聴を認めない場合がありますので、ご留意ください。
- 4 会議は公開で行いますが、非公開で扱うべき事案がある場合、議事の途中であっても非公開に切り替わる場合があります。
- 5 傍聴される方は、別紙「傍聴される方への留意事項」を遵守してください。

(別紙)

傍聴される方への留意事項

- 1 次の場合は、傍聴できません。
 - (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している場合
 - (2) 録音機、写真機、映写機の類を使用を目的として携帯している場合（なお、事前の申出により議長の許可を得た場合は除きます。）
 - (3) 楽器、拡声器その他音を出すための道具等で会議の進行を妨害するおそれのあるものを携帯している場合
 - (4) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (5) 異様な服装をしている場合
 - (6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる場合

- 2 傍聴にあたっては、会議の妨げとならないよう静かにしてください。また、次のことを遵守するとともに、議長・職員の指示には必ず従ってください。
 - (1) 会議での発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
 - (2) 私語、喚声その他議事の妨げとなる行為をしないこと
 - (3) 示威的行為をしないこと
 - (4) 食事又は喫煙をしないこと
 - (5) 会議室において写真撮影、録画又は録音をしないこと（なお、事前に議長の許可を受けた場合は、その許可された範囲で可能です。）
 - (6) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと
 - (7) みだりに傍聴席を離れないこと
 - (8) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

- 3 感染対策のためマスクを着用し、検温、手指消毒等については、職員の指示に従って入場してください。

当日発熱症状や体調不良の場合は、傍聴していただくことが出来ませんので、あらかじめご了承ください。